

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年9月5日
【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】 法務部 山崎 誠吾
【電話番号】 03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 それぞれ1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）（注）

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）

（以下、両ファンドを総称して「本ファンド」といい、必要に応じて、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）を「Aコース」といい、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）を「Bコース」といいます。）

（注）本ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。その後の改正を含みます。以下「確定拠出年金法」といいます。）に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

AコースおよびBコースはいずれも委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各コースにつき1兆円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}です。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

^{*} 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

2014年9月6日から2015年9月4日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

本ファンドは確定拠出年金法に基づいた取得申込みを取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、取得申込日の翌々営業日までに本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）を「Bコース」といいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	<Aコース> あり (部分ヘッジ) <Bコース> なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 ^③ 絶対収益 追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

各コースが投資するマザーファンドについては、後記「(3) ファンドの仕組み 1. ファンドの仕組み」をご覧ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行(後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、各コースにつき金1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

1. 主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う(為替リスクを低減する)コース(Aコース)と、為替ヘッジを行わないコース(Bコース)があります。
3. J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。

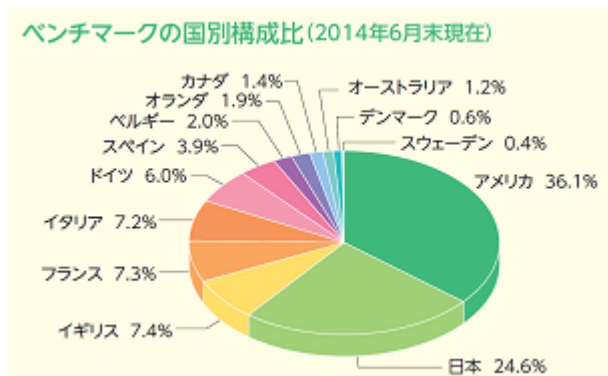
Aコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

<ファンドのベンチマーク>

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することを目指します。



Aコース

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジベース)

Bコース

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

<なぜ世界債券投資なのでしょう？>

各資産クラスに投資した場合の値動きの推移



上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。Aコースの場合は、為替ヘッジを行う一方でアクティブ通貨運用を行うため一定の為替リスクを伴いますので、上記の円ヘッジのデータとは異なる値動きとなります。また、円ヘッジされていないBコースの場合は為替変動の影響を直接受けるため、値動きは大きくなりますのでご注意ください。

債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、値下がりリスクがあり、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

期間：1984年12月末～2014年6月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.

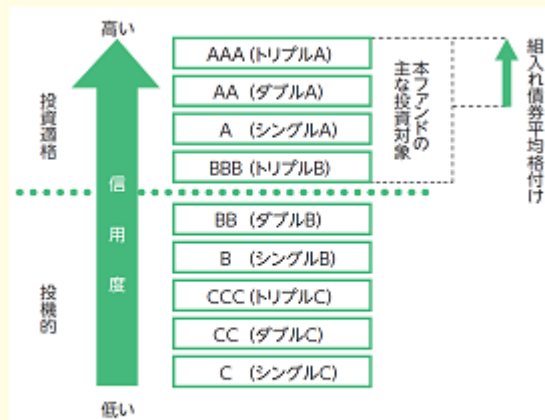
世界株式：MSCIワールド・インデックス（円ヘッジ）

世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ヘッジ）

円短期金融商品：1ヵ月円LIBOR

<高格付け債券への投資>

投資対象債券の信用格付けの位置付け



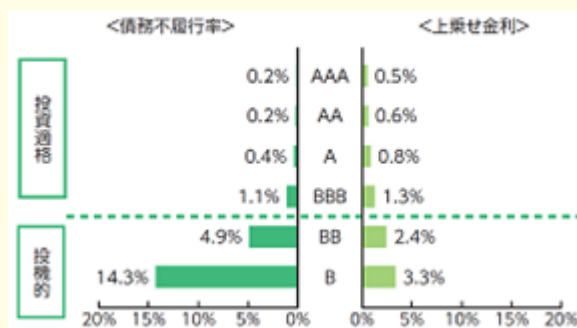
※ 格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとします。

投資する債券の信用格付けについては組入れ時においてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含まれます。)相当以上とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含まれます。)相当以上に維持するように運用します。投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターン安定化を目指します。

ポイント

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差



社債市場では、信用力の高い（格付けが高い）銘柄は、国債に対する上乗せ金利が低くなっていますが、債務不履行が生じる可能性が低く、比較的安定したリターンが期待できます。

<債務不履行率>

期間：1981年～2013年

出所：スタンダード&プアーズ

1981年～2013年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の3年前（各年1月1日時点）の格付けを参照。（2013年12月末現在）

<上乗せ金利>

2014年6月末現在

出所：パークレイズ

上記は過去のデータであり、将来の債務履行の確実性、将来の利回り水準や米国債との利回り格差（スプレッド）を保証するものではありません。

< Aコース（限定為替ヘッジ）の特徴 >

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替リスクのヘッジ（低減）

為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます^{*1}。

為替ヘッジに加えて、アクティブ通貨運用によるプラスの収益を追求します。

国内債に近い性質

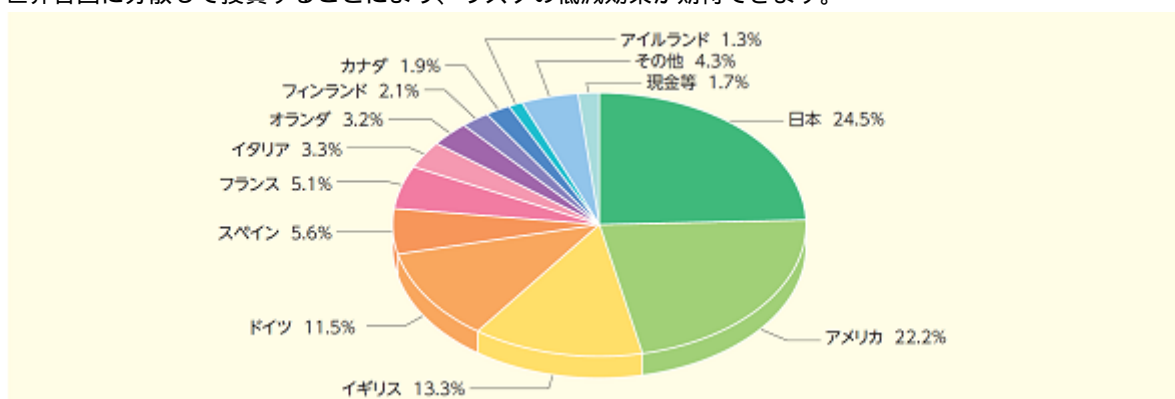
為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト^{*2}）がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

*1 Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

*2 ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

Aコースの債券国別構成比率

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。

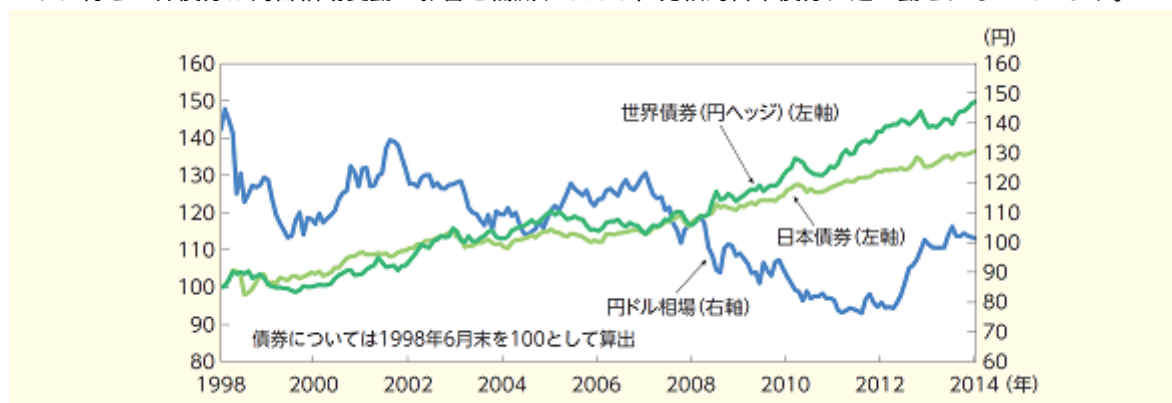


2014年6月末現在

上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含みません。

世界債券の値動きの推移と円ドル相場

ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の影響を低減するため、比較的日本債券に近い動きになっています。



期間：1998年6月末～2014年6月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガン

世界債券（円ヘッジ）：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ヘッジ）

日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（日本）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。**

< Bコース（為替ヘッジなし）の特徴 >

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替リスク

為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。

加えて、アクティブ通貨運用によるプラスの収益を追求します。

海外の好金利

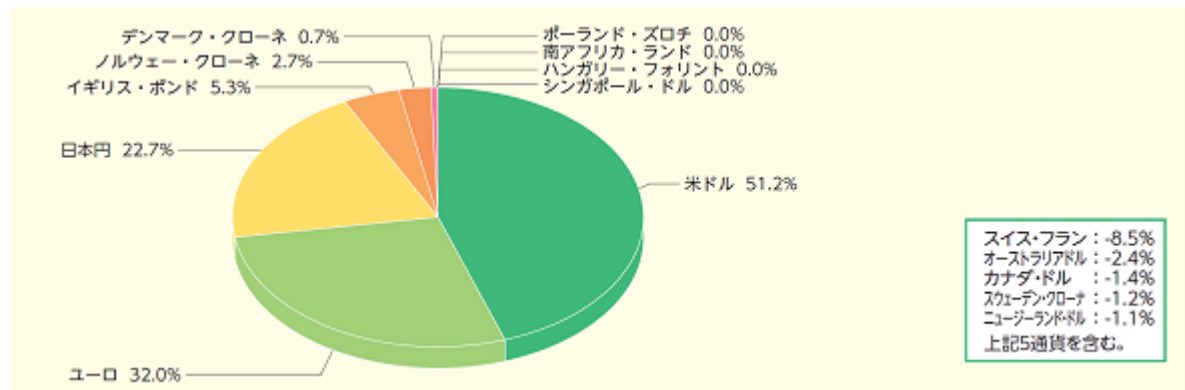
海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。

世界の通貨への分散投資

為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

Bコースの通貨別構成比率

債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

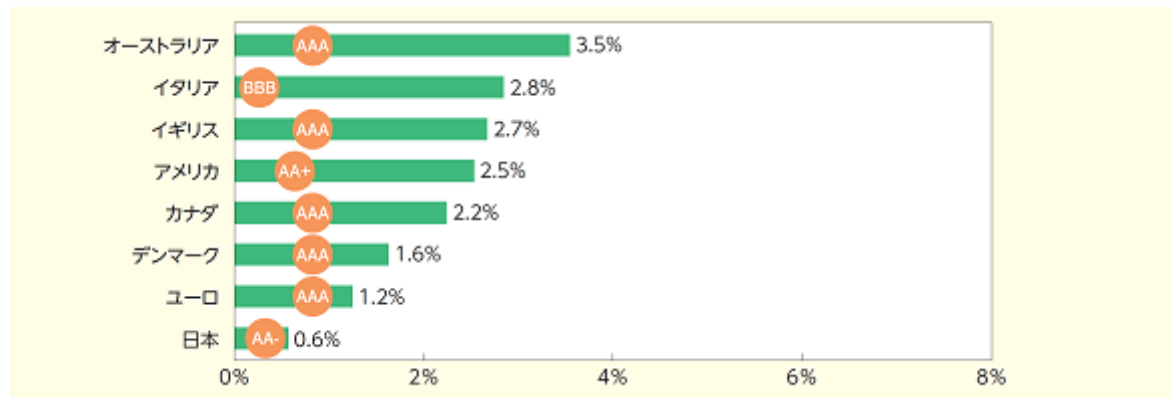


2014年6月末現在

上記はマザーファンドの数値です。

各国の10年国債利回りと格付け

海外金利は国内金利を上回っています。



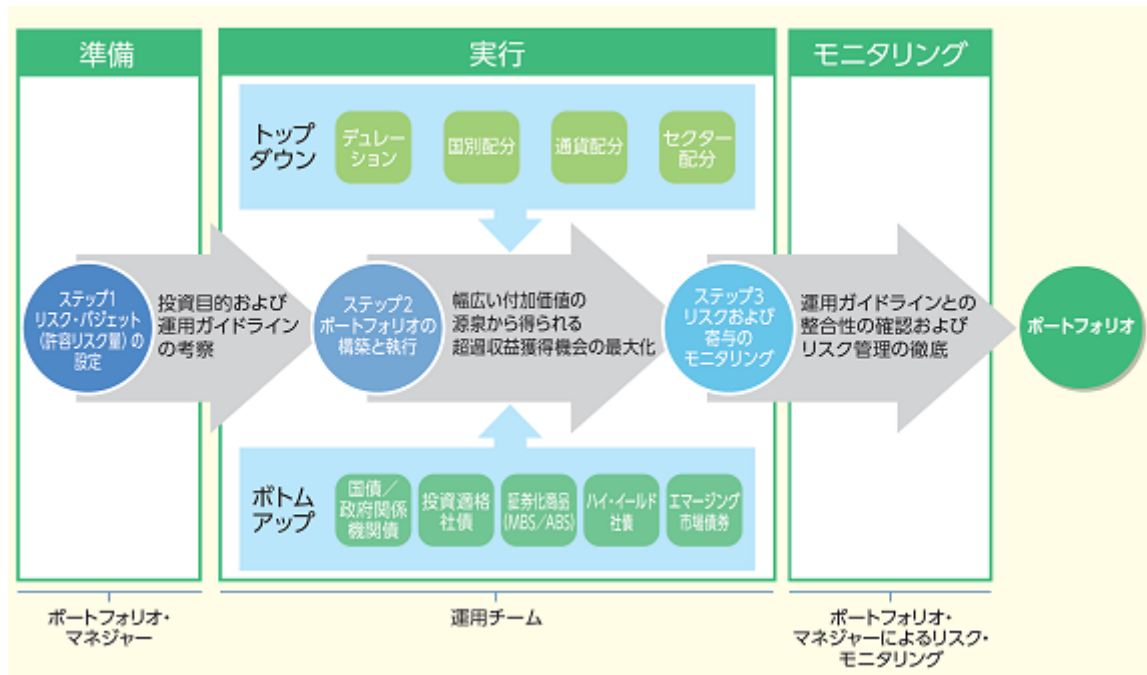
2014年6月末現在

出所：ブルームバーグ、スタンダード・アンド・プアーズ（格付けは自国通貨建て長期債務）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

<ファンドの運用>

本ファンドの運用は、G S A Mロンドン、G S A MニューヨークおよびG S A Mシンガポールに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はG S A Mロンドン、G S A MニューヨークおよびG S A Mシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはG S A MロンドンおよびG S A Mシンガポールが主に運用を担当しております。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

本ファンドでは、ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることによって、リターンの上を目指します。



上記各運用手法がその目的を達成できる保証はありません。

(2) 【ファンドの沿革】

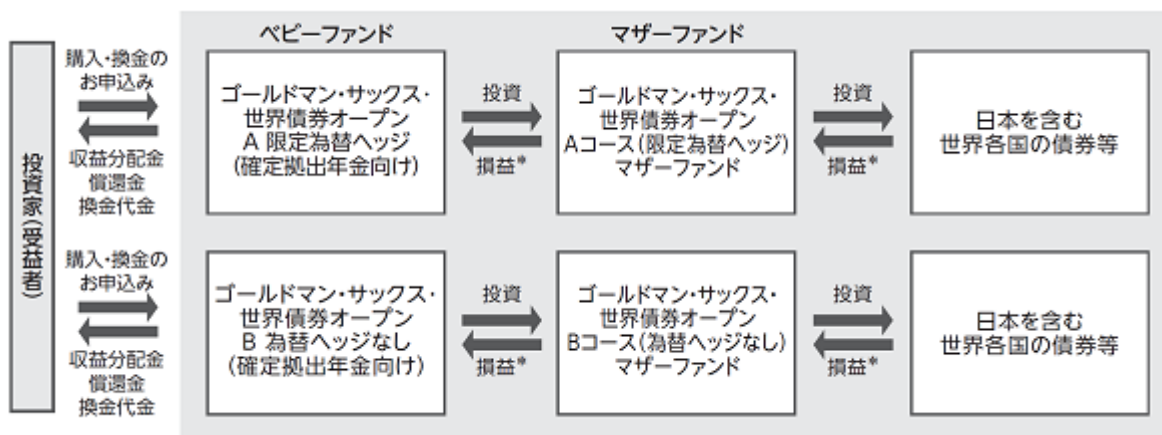
本ファンドの信託設定日は2001年11月22日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーにそれぞれ委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社

- (a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
- (b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
- (c) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

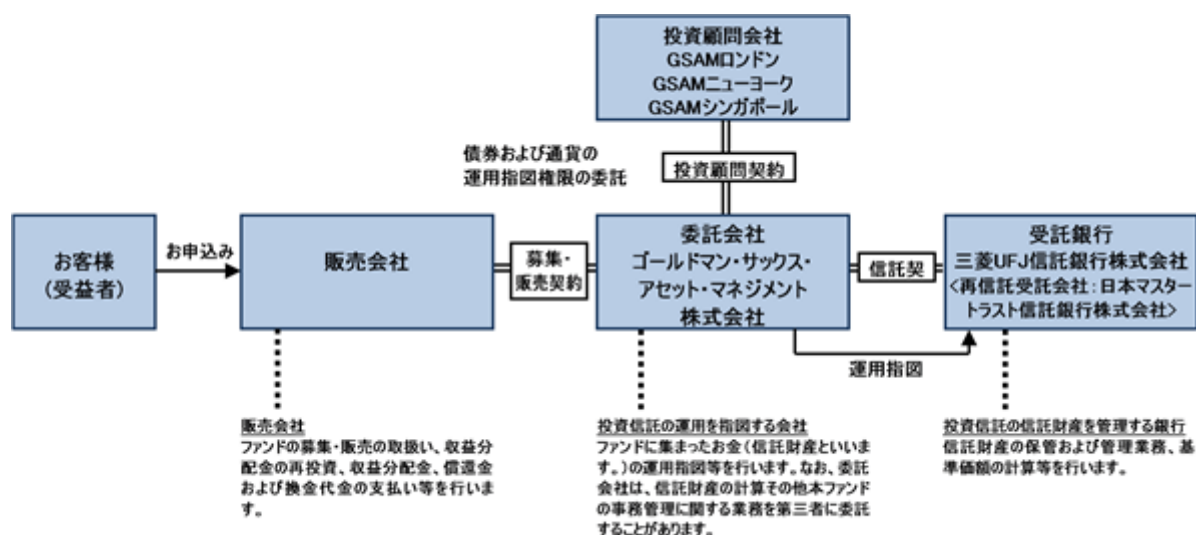
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2013年12月末現在、グループ全体で 8,076億米ドル（約85.1兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2013年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.39円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	64	1

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ Aコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、Bコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。

- ・ Aコースにおける実質外貨建資産^{*}については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

* 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ マザーファンドは日本を含む世界各国の高格付けの債券を中心に分散投資することにより、リターンの安定化を目指します。投資する債券を組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上とし、信用リスクを抑えた運用を目指します。

- ・ 投資する債券について行う国別配分、銘柄選択、長短金利差戦略等のアクティブ運用により、超過リターンの向上を目指します。

- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドのベンチマークとして、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドのベンチマークとして、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）を使用します。

- ・ 債券運用とは別に、各国の通貨を対象にアクティブ運用を行い、超過リターンの向上を目指します。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国ロンドン市	債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市		
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（GSAMシンガポール）	シンガポール		

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条)

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りません。)
 - ハ. 金銭債権
 - ト. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第18条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールを含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第18条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

なお、マザーファンドについては、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象になっています。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を

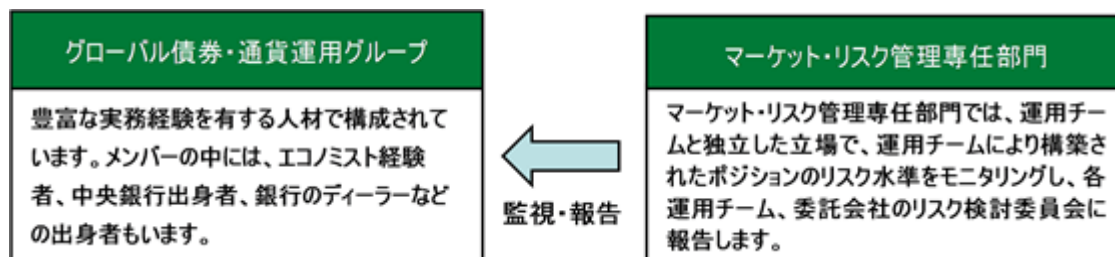
差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a．組織

本ファンドの運用は、GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はGSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはGSAMロンドンおよびGSAMシンガポールが主に運用を担当しております。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年6月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。ただし、分配を行わない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益も含まれます。）等の範囲内とします。

分配を行う場合には、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

収益分配にあらず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

* 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5. スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第31条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

() 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9. 外国為替予約の運用指図（信託約款第33条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建遺産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10. 資金の借入れ（信託約款第41条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ・ 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- ・ 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ・ 借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

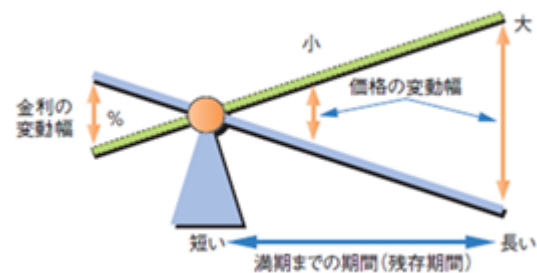
投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

2．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3．為替リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上を目指し、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

過去の為替相場の推移



期間：1999年1月末～2014年6月末

出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

4．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、BコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、AコースおよびBコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、各信託を終了させることができます。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国債入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について>

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受けられる可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.026%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託銀行
年率0.54%（税抜0.5%）	年率0.432%（税抜0.4%）	年率0.054%（税抜0.05%）

なお、委託会社の報酬には、GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または途中で、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。確定拠出年金法に定める資産管理機関および国民年金基金連合会等が受益者の場合には、所得税、法人税および地方税の課税は行われません。

(注) 税法または確定拠出年金法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産から支払われます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

(2014年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,770,938,221	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,244,009	0.06
合計(純資産総額)		3,768,694,212	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

(2014年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,093,568,593	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,222,963	0.06
合計(純資産総額)		7,089,345,630	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2014年6月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	8,875,724,542	24.15
	アメリカ	5,588,630,937	15.21
	カナダ	688,032,556	1.87
	ドイツ	2,824,537,407	7.68
	イタリア	844,774,702	2.30
	フランス	1,609,090,540	4.38
	イギリス	3,454,765,750	9.40
	オランダ	865,781,189	2.36
	スペイン	2,041,892,291	5.56
	ベルギー	340,892,297	0.93
	フィンランド	758,458,497	2.06
	デンマーク	286,460,974	0.78
	小計	28,179,041,682	76.67
特殊債券	アメリカ	1,292,584,837	3.52
	ドイツ	1,394,251,084	3.79
	フランス	83,778,520	0.23
	国際機関	312,795,241	0.85
	小計	3,083,409,682	8.39
社債券	日本	132,239,071	0.36
	アメリカ	1,266,186,778	3.44
	ドイツ	20,982,803	0.06
	イタリア	372,029,234	1.01
	フランス	195,510,918	0.53
	オーストラリア	209,100,399	0.57
	イギリス	1,438,657,760	3.91
	スイス	161,923,666	0.44
	オランダ	308,502,141	0.84
	ノルウェー	242,965,568	0.66
	ルクセンブルク	35,623,728	0.10
	アイルランド	470,927,140	1.28
	小計	4,854,649,206	13.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		637,411,293	1.73
合計（純資産総額）		36,754,511,863	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

(2014年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	21,199,760,293	23.22
	アメリカ	12,075,384,912	13.23
	カナダ	1,947,042,785	2.13
	ドイツ	7,260,419,797	7.95
	イタリア	2,723,697,784	2.98
	フランス	4,322,239,620	4.73
	イギリス	7,306,422,546	8.00
	オランダ	2,744,836,850	3.01
	スペイン	5,202,729,831	5.70
	ベルギー	934,908,408	1.02
	フィンランド	1,654,773,020	1.81
	デンマーク	501,829,444	0.55
	小計	67,874,045,290	74.35
特殊債券	アメリカ	3,756,241,792	4.11
	ドイツ	3,559,469,559	3.90
	フランス	181,493,159	0.20
	国際機関	1,494,382,164	1.64
	小計	8,991,586,674	9.85
社債券	日本	343,821,583	0.38
	アメリカ	3,062,294,324	3.35
	ドイツ	55,954,140	0.06
	イタリア	925,638,322	1.01
	フランス	493,922,320	0.54
	オーストラリア	553,134,304	0.61
	イギリス	4,500,060,197	4.93
	スイス	412,169,332	0.45
	オランダ	688,839,046	0.75
	ノルウェー	554,749,658	0.61
	ルクセンブルク	96,701,348	0.11
	アイルランド	1,225,607,928	1.34
	小計	12,912,892,502	14.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,507,204,058	1.65
合計(純資産総額)		91,285,728,524	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)>

(2014年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンAコース(限定為 替ヘッジ)マザーファンド	2,509,441,819	1.5006	3,765,705,857	1.5027	3,770,938,221	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2014年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)>

(2014年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンBコース(為替 ヘッジなし)マザーファンド	3,532,477,762	2.0197	7,134,762,369	2.0081	7,093,568,593	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2014年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2014年6月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第110回利付国債 (5年)	1,776,000,000	100.63	1,787,330,880	100.70	1,788,467,520	0.3	2018/3/20	4.87
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	16,900,000	10,228.69	1,728,649,135	10,229.65	1,728,812,040	1	2016/10/31	4.70
3	ドイツ	特殊債券	KFW 0.875%	9,200,000	14,087.84	1,296,081,561	14,104.71	1,297,633,774	0.875	2018/6/25	3.53
4	日本	国債証券	第310回利付国債 (10年)	1,142,000,000	104.60	1,194,554,840	104.81	1,197,010,140	1	2020/9/20	3.26
5	イギリス	国債証券	UK TREASURY 1.25%	5,730,000	16,986.10	973,303,650	16,914.80	969,218,358	1.25	2018/7/22	2.64
6	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4%	5,060,000	18,076.42	914,667,177	18,408.09	931,449,510	4	2037/1/4	2.53
7	日本	国債証券	第89回利付国債 (5年)	910,300,000	100.33	913,322,196	100.32	913,240,269	0.4	2015/6/20	2.48
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5%	8,030,000	10,339.51	830,262,804	10,344.39	830,655,012	1.5	2016/6/30	2.26
9	日本	国債証券	第145回利付国債 (20年)	708,000,000	105.21	744,943,440	105.92	749,941,920	1.7	2033/6/20	2.04
10	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.5%	4,820,000	15,594.31	751,645,996	15,554.75	749,739,292	4.5	2018/1/31	2.04
11	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.4%	4,050,000	17,047.12	690,408,446	17,037.57	690,021,939	5.4	2023/1/31	1.88
12	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.75%	3,390,000	19,814.64	671,716,417	19,736.09	669,053,719	4.75	2020/3/7	1.82
13	日本	国債証券	第118回利付国債 (20年)	580,100,000	113.10	656,139,508	113.69	659,515,690	2	2030/6/20	1.79
14	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	4,680,000	13,943.03	652,533,855	13,919.51	651,433,461	3.125	2014/9/15	1.77
15	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	558,600,000	115.33	644,255,724	115.95	647,719,044	2.1	2027/6/20	1.76
16	日本	国債証券	第328回利付国債 (10年)	627,500,000	100.88	633,034,550	101.21	635,124,125	0.6	2023/3/20	1.73
17	日本	国債証券	第327回利付国債 (10年)	588,000,000	102.70	603,905,400	103.06	606,022,200	0.8	2022/12/20	1.65
18	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	3,660,000	15,894.67	581,744,973	15,935.24	583,230,109	4.5	2023/5/1	1.59
19	日本	国債証券	第280回利付国債 (10年)	554,150,000	103.67	574,531,637	103.59	574,066,151	1.9	2016/6/20	1.56
20	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1%	4,000,000	14,189.63	567,585,524	14,180.64	567,225,907	1	2018/5/25	1.54
21	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	3,430,000	15,668.72	537,437,314	15,634.69	536,270,200	4.5	2017/7/15	1.46
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75%	5,320,000	9,997.33	531,858,484	10,003.82	532,203,567	0.75	2017/12/31	1.45
23	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.4%	3,300,000	15,941.41	526,066,854	15,942.02	526,086,843	4.4	2023/10/31	1.43
24	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	2,600,000	19,758.16	513,712,178	19,955.33	518,838,740	4.25	2040/12/7	1.41
25	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL 0.25%	3,600,000	13,852.43	498,687,764	13,863.91	499,101,034	0.25	2018/4/13	1.36
26	イギリス	国債証券	UK TREASURY 1.75%	2,960,000	16,232.89	480,493,823	16,296.61	482,379,871	1.75	2022/9/7	1.31
27	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	2,560,000	18,463.55	472,667,022	18,808.22	481,490,497	4.5	2041/4/25	1.31
28	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANW 0.25%	3,430,000	13,890.05	476,429,002	13,888.67	476,381,523	0.25	2016/6/10	1.30
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3%	3,000,000	15,834.00	475,020,142	15,858.76	475,762,900	3	2020/7/4	1.29
30	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8%	2,650,000	15,320.73	405,999,428	15,383.07	407,651,603	8	2027/6/1	1.11

種類別及び業種別投資比率

（2014年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	76.67
特殊債券	8.39
社債券	13.21
合計	98.27

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

(2014年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第110回利付国債 (5年)	4,228,000,000	100.63	4,254,974,640	100.70	4,257,680,560	0.3	2018/3/20	4.66
2	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANW 0%	30,460,000	13,826.85	4,211,658,724	13,831.00	4,212,922,600	0	2014/12/12	4.62
3	日本	国債証券	第310回利付国債 (10年)	3,091,700,000	104.60	3,233,980,034	104.81	3,240,627,189	1	2020/9/20	3.55
4	ドイツ	特殊債券	KFW 0.875%	22,800,000	14,087.84	3,212,028,216	14,104.71	3,215,875,004	0.875	2018/6/25	3.52
5	日本	国債証券	第145回利付国債 (20年)	2,893,100,000	105.21	3,044,061,958	105.92	3,064,487,244	1.7	2033/6/20	3.36
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY 1.25%	16,310,000	16,986.10	2,770,433,256	16,914.80	2,758,804,790	1.25	2018/7/22	3.02
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5%	26,440,000	10,339.51	2,733,766,940	10,344.39	2,735,058,345	1.5	2016/6/30	3.00
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.375%	24,380,000	10,151.30	2,474,888,271	10,151.91	2,475,036,465	0.375	2016/1/15	2.71
9	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	15,780,000	15,668.72	2,472,525,018	15,634.69	2,467,155,619	4.5	2017/7/15	2.70
10	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.4%	13,530,000	17,047.12	2,306,475,626	17,037.57	2,305,184,405	5.4	2023/1/31	2.53
11	日本	国債証券	第328回利付国債 (10年)	2,275,000,000	100.88	2,295,065,500	101.21	2,302,641,250	0.6	2023/3/20	2.52
12	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.5%	12,240,000	15,594.31	1,908,744,191	15,554.75	1,903,902,270	4.5	2018/1/31	2.09
13	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1%	11,800,000	14,189.63	1,674,377,295	14,180.64	1,673,316,426	1	2018/5/25	1.83
14	イギリス	国債証券	UK TREASURY 2%	9,370,000	17,629.83	1,651,915,890	17,574.76	1,646,755,928	2	2016/1/22	1.80
15	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,400,000,000	115.39	1,615,474,000	115.98	1,623,832,000	2.1	2026/12/20	1.78
16	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000	13,943.03	1,523,973,299	13,919.51	1,521,403,361	3.125	2014/9/15	1.67
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	14,670,000	10,236.44	1,501,686,841	10,229.65	1,500,690,688	1	2016/10/31	1.64
18	ドイツ	国債証券	BUNDESOBL 0.25%	9,500,000	13,852.43	1,315,981,601	13,863.91	1,317,072,175	0.25	2018/4/13	1.44
19	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	6,245,000	19,756.13	1,233,770,782	19,955.33	1,246,210,750	4.25	2040/12/7	1.37
20	日本	国債証券	第327回利付国債 (10年)	1,197,000,000	102.70	1,229,378,850	103.06	1,233,688,050	0.8	2022/12/20	1.35
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	7,660,000	15,893.52	1,217,443,973	15,935.24	1,220,640,075	4.5	2023/5/1	1.34
22	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	5,910,000	18,463.55	1,091,196,132	18,808.22	1,111,565,952	4.5	2041/4/25	1.22
23	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000	9,643.04	1,047,234,526	9,634.48	1,046,305,605	2.5	2015/6/1	1.15
24	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.625%	9,310,000	10,499.78	977,529,669	10,658.33	992,291,072	0.625	2024/1/15	1.09
25	イタリア	国債証券	BTPS 6%	5,400,000	18,204.63	983,050,450	18,297.16	988,047,083	6	2031/5/1	1.08
26	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	4,360,000	20,280.05	884,210,352	20,404.69	889,644,667	4.5	2034/9/7	0.97
27	日本	国債証券	第89回利付国債 (5年)	883,000,000	100.33	885,931,560	100.32	885,852,090	0.4	2015/6/20	0.97
28	アメリカ	特殊債券	FHMS K030 A2	8,100,000	10,372.28	840,155,196	10,505.59	850,953,363	3.25	2023/4/25	0.93
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	7,450,000	11,065.16	824,355,003	11,199.97	834,398,160	3.875	2040/8/15	0.91
30	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.5%	5,450,000	15,206.63	828,761,395	15,242.86	830,736,332	2.5	2020/10/25	0.91

種類別及び業種別投資比率

（2014年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	74.35
特殊債券	9.85
社債券	14.15
合計	98.35

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>
（2014年6月30日現在）
該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>
（2014年6月30日現在）
該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>
（2014年6月30日現在）
該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>
（2014年6月30日現在）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>
（2014年6月30日現在）
該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>
（2014年6月30日現在）
該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

有価証券先物取引等

（2014年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	売建	31	日本円	4,500,877,600	4,500,877,600	4,515,150,000	4,515,150,000	12.28
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1409	売建	28	米ドル	3,482,062.64	352,941,869	3,502,625	355,026,070	0.97
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1409	売建	172	米ドル	23,271,700.13	2,358,819,521	23,547,875	2,386,812,608	6.49
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1409	買建	84	米ドル	12,369,139.04	1,253,735,934	12,539,625	1,271,016,389	3.46
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1409	売建	1,193	米ドル	142,112,125.53	14,404,485,040	142,433,021.59	14,437,011,066	39.28
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1409	売建	42	ユーロ	5,371,783.3	742,971,340	5,377,260	743,728,827	2.02
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 1409	買建	116	ユーロ	14,591,640	2,018,169,727	14,655,440	2,026,993,902	5.51
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1409	買建	6	ユーロ	881,558.1	121,928,301	881,520	121,923,030	0.33
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 1409	売建	18	ユーロ	2,528,455.7	349,710,706	2,528,100	349,661,510	0.95
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1409	買建	11	オーストラリアドル	1,298,300.74	123,987,721	1,325,195.52	126,556,172	0.34
イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1409	売建	103	英ポンド	11,311,460	1,952,697,338	11,357,810	1,960,698,739	5.33	

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

有価証券先物取引等

(2014年6月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	売建	79	日本円	11,470,013.600	11,470,013,600	11,506,350,000	11,506,350,000	12.60
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1409	買建	211	米ドル	26,193,658.52	2,654,989,228	26,394,781.25	2,675,375,027	2.93
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1409	買建	127	米ドル	27,842,997.15	2,822,166,192	27,884,437.5	2,826,366,585	3.10
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1409	売建	715	米ドル	96,781,474.86	9,809,770,285	97,887,968.75	9,921,924,510	10.87
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 1409	買建	346	米ドル	50,961,781.34	5,165,486,157	51,651,312.5	5,235,377,034	5.74
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1409	売建	3,215	米ドル	382,978,486.49	38,818,699,389	383,840,875.45	38,906,111,135	42.62
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1409	売建	261	ユーロ	33,346,097.65	4,612,098,751	33,415,830	4,621,743,441	5.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 1409	買建	243	ユーロ	30,566.970	4,227,717,619	30,700,620	4,246,202,748	4.65
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1409	買建	179	ユーロ	26,109,782.85	3,611,244,068	26,298,680	3,637,370,428	3.98
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1409	買建	72	ユーロ	9,473,760	1,310,315,745	9,679,680	1,338,796,540	1.47
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 1409	売建	79	ユーロ	11,046,163.35	1,527,794,851	11,095,550	1,534,625,519	1.68
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 1409	買建	119	ユーロ	13,163,185	1,820,600,117	13,167,350	1,821,176,178	2.00
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 1409	買建	11	オーストラリアドル	1,298,300.74	123,987,721	1,325,195.52	126,556,172	0.14
イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1409	売建	163	英ポンド	17,900,660	3,090,190,934	17,974,010	3,102,853,345	3.40	

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)>

2014年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第4計算期間末 (2005年6月7日)	895	895	1.0939	1.0939
第5計算期間末 (2006年6月7日)	871	871	1.0510	1.0510
第6計算期間末 (2007年6月7日)	955	955	1.0294	1.0294
第7計算期間末 (2008年6月9日)	1,099	1,099	1.0247	1.0247
第8計算期間末 (2009年6月8日)	1,924	1,924	1.0549	1.0549
第9計算期間末 (2010年6月7日)	2,577	2,577	1.1605	1.1605
第10計算期間末 (2011年6月7日)	2,822	2,822	1.1626	1.1626
第11計算期間末 (2012年6月7日)	3,435	3,435	1.2367	1.2367
第12計算期間末 (2013年6月7日)	3,585	3,585	1.2727	1.2727
第13計算期間末 (2014年6月9日)	3,749	3,749	1.3116	1.3116
2013年6月末日	3,558	-	1.2579	-
7月末日	3,564	-	1.2585	-
8月末日	3,599	-	1.2534	-
9月末日	3,600	-	1.2596	-
10月末日	3,612	-	1.2700	-
11月末日	3,593	-	1.2731	-
12月末日	3,573	-	1.2679	-
2014年1月末日	3,619	-	1.2859	-
2月末日	3,663	-	1.2912	-
3月末日	3,689	-	1.2944	-
4月末日	3,681	-	1.2999	-
5月末日	3,742	-	1.3075	-
6月末日	3,768	-	1.3122	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)>

2014年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第4計算期間末 (2005年6月7日)	582	582	1.2179	1.2179
第5計算期間末 (2006年6月7日)	779	779	1.2693	1.2693
第6計算期間末 (2007年6月7日)	1,176	1,176	1.3711	1.3711
第7計算期間末 (2008年6月9日)	1,833	1,833	1.3609	1.3609
第8計算期間末 (2009年6月8日)	3,850	3,850	1.2855	1.2855
第9計算期間末 (2010年6月7日)	4,481	4,481	1.2673	1.2673
第10計算期間末 (2011年6月7日)	5,085	5,085	1.2551	1.2551
第11計算期間末 (2012年6月7日)	5,426	5,426	1.2719	1.2719
第12計算期間末 (2013年6月7日)	6,563	6,563	1.5387	1.5387
第13計算期間末 (2014年6月9日)	7,131	7,131	1.6707	1.6707
2013年6月末日	6,532	-	1.5230	-
7月末日	6,494	-	1.5258	-
8月末日	6,496	-	1.5241	-
9月末日	6,554	-	1.5382	-
10月末日	6,620	-	1.5667	-
11月末日	6,796	-	1.6136	-
12月末日	6,910	-	1.6483	-
2014年1月末日	6,873	-	1.6341	-
2月末日	6,917	-	1.6372	-
3月末日	7,043	-	1.6554	-
4月末日	7,072	-	1.6622	-
5月末日	7,068	-	1.6528	-
6月末日	7,089	-	1.6589	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第4計算期間	2004年6月8日～2005年6月7日	0.0000
第5計算期間	2005年6月8日～2006年6月7日	0.0000
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	0.0000
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	0.0000
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	0.0000
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	0.0000
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	0.0000
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	0.0000
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	0.0000
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	0.0000

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第4計算期間	2004年6月8日～2005年6月7日	0.0000
第5計算期間	2005年6月8日～2006年6月7日	0.0000
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	0.0000
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	0.0000
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	0.0000
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	0.0000
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	0.0000
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	0.0000
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	0.0000
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	0.0000

【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	期間	収益率（％）
第4計算期間	2004年6月8日～2005年6月7日	4.5
第5計算期間	2005年6月8日～2006年6月7日	3.9
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	2.1
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	0.5
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	2.9
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	10.0
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	0.2
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	6.4
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	2.9
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	3.1

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	期間	収益率（％）
第4計算期間	2004年6月8日～2005年6月7日	3.6
第5計算期間	2005年6月8日～2006年6月7日	4.2
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	8.0
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	0.7
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	5.5
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	1.4
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	1.0
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	1.3
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	21.0
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	8.6

(4) 【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第4計算期間	2004年6月8日～2005年6月7日	254,260,996	63,780,306	818,913,974
第5計算期間	2005年6月8日～2006年6月7日	200,751,068	190,195,039	829,470,003
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	277,164,674	178,433,512	928,201,165
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	496,012,940	350,984,719	1,073,229,386
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	1,021,056,268	270,328,802	1,823,956,852
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	682,944,551	285,880,298	2,221,021,105
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	722,231,350	515,326,184	2,427,926,271
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	722,570,328	372,391,917	2,778,104,682
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	717,680,971	678,187,314	2,817,598,339
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	463,973,376	422,878,027	2,858,693,688

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第4計算期間	2004年6月8日～2005年6月7日	259,131,022	53,927,339	478,640,718
第5計算期間	2005年6月8日～2006年6月7日	298,892,479	163,182,842	614,350,355
第6計算期間	2006年6月8日～2007年6月7日	381,703,113	137,702,548	858,350,920
第7計算期間	2007年6月8日～2008年6月9日	679,981,878	190,710,301	1,347,622,497
第8計算期間	2008年6月10日～2009年6月8日	1,946,217,360	298,301,344	2,995,538,513
第9計算期間	2009年6月9日～2010年6月7日	852,071,919	311,749,460	3,535,860,972
第10計算期間	2010年6月8日～2011年6月7日	816,154,634	300,416,157	4,051,599,449
第11計算期間	2011年6月8日～2012年6月7日	574,535,606	359,192,597	4,266,942,458
第12計算期間	2012年6月8日～2013年6月7日	571,990,984	573,581,655	4,265,351,787
第13計算期間	2013年6月8日～2014年6月9日	527,137,507	524,028,360	4,268,460,934

(参考) 運用実績

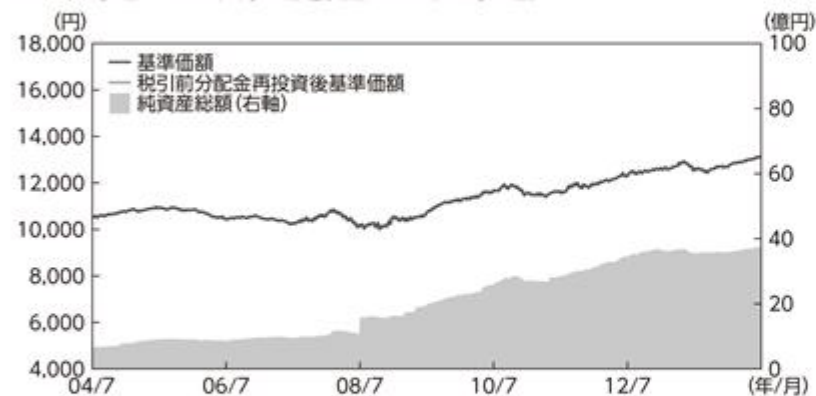
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2014年6月30日現在

Aコース(限定為替ヘッジ)

基準価額・純資産の推移

2004年7月1日～2014年6月30日(設定日:2001年11月22日)



基準価額・純資産総額

基準価額	13,122円
純資産総額	37.7億円

期間別騰落率
(税引前分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.36%
3ヵ月	1.38%
6ヵ月	3.49%
1年	4.32%
3年	13.32%
5年	22.28%
設定来	31.22%

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

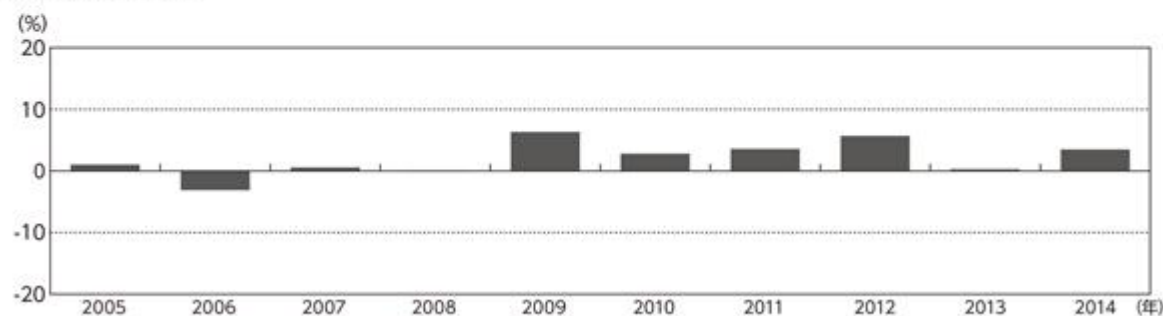
決算日	10/6/7	11/6/7	12/6/7	13/6/7	14/6/9	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

	銘柄名	通貨	残存年数	構成比
1	第110回利付国債(5年) 0.3% 2018年3月20日	JPY	3.7年	4.9%
2	アメリカ国債 1% 2016年10月31日	USD	2.3年	4.7%
3	ドイツ復興金融公庫 0.875% 2018年6月25日	EUR	4.0年	3.5%
4	第310回利付国債(10年) 1% 2020年9月20日	JPY	6.2年	3.3%
5	イギリス国債 1.25% 2018年7月22日	GBP	4.1年	2.6%
6	ドイツ国債 4% 2037年1月4日	EUR	22.5年	2.5%
7	第89回利付国債(5年) 0.4% 2015年6月20日	JPY	1.0年	2.5%
8	アメリカ国債 1.5% 2016年6月30日	USD	2.0年	2.3%
9	第145回利付国債(20年) 1.7% 2033年6月20日	JPY	19.0年	2.0%
10	スペイン国債 4.5% 2018年1月31日	EUR	3.6年	2.0%

●債券現物のみ(先物を除く)の数値です。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2014年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

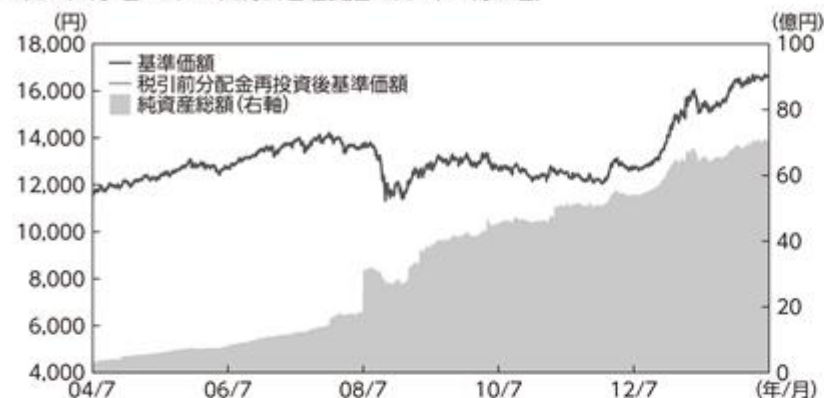
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2014年6月30日現在

Bコース(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移

2004年7月1日～2014年6月30日(設定日:2001年11月22日)



基準価額・純資産総額

基準価額	16,589円
純資産総額	70.9億円

期間別騰落率 (税引前分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.37%
3ヵ月	0.21%
6ヵ月	0.64%
1年	8.92%
3年	32.50%
5年	28.36%
設定来	65.89%

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

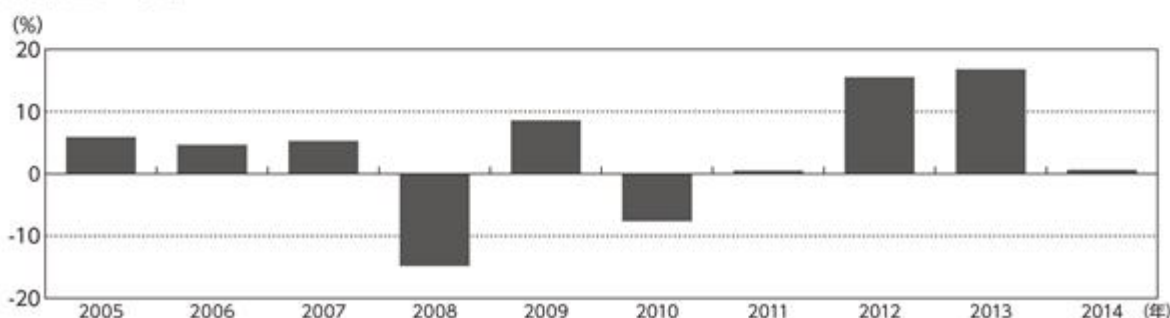
決算日	10/6/7	11/6/7	12/6/7	13/6/7	14/6/9	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

	銘柄名	通貨	残存年数	構成比
1	第110回利付国債(5年) 0.3% 2018年3月20日	JPY	3.7年	4.7%
2	ドイツ国債 0% 2014年12月12日	EUR	0.5年	4.6%
3	第310回利付国債(10年) 1% 2020年9月20日	JPY	6.2年	3.6%
4	ドイツ復興金融公庫 0.875% 2018年6月25日	EUR	4.0年	3.5%
5	第145回利付国債(20年) 1.7% 2033年6月20日	JPY	19.0年	3.4%
6	イギリス国債 1.25% 2018年7月22日	GBP	4.1年	3.0%
7	アメリカ国債 1.5% 2016年6月30日	USD	2.0年	3.0%
8	アメリカ国債 0.375% 2016年1月15日	USD	1.5年	2.7%
9	オランダ国債 4.5% 2017年7月15日	EUR	3.0年	2.7%
10	スペイン国債 5.4% 2023年1月31日	EUR	8.6年	2.5%

●債券現物のみ(先物を除く)の数値です。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2014年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

(4) お買付単位は、1円以上1円単位とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。

(5) お買付代金は、取得申込日の翌々営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 受益権の取得申込者の制限について

受益権の取得申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

なお、上記にかかわらず、本ファンド設定のため委託会社もしくは販売会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等）を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額とします。

* 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられません。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

委託会社は、年1回（6月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書）を作成し、知っている受益者に対してお渡しします（本ファンドの受益者は、本ファンドを購入できる投資者に限定されます。詳しくは、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。）。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2001年11月22日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2001年11月22日から2002年6月7日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が辞任したときは、委託会社は、新受託者を選任します。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届

出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポール）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限りまゝ。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2013年6月8日から2014年6月9日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,604,336,779	3,768,085,689
未収入金	13,500,484	2,707,071
流動資産合計	3,617,837,263	3,770,792,760
資産合計	3,617,837,263	3,770,792,760
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,500,484	2,707,071
未払受託者報酬	955,522	966,067
未払委託者報酬	17,199,370	17,389,170
その他未払費用	196,751	358,224
流動負債合計	31,852,127	21,420,532
負債合計	31,852,127	21,420,532
純資産の部		
元本等		
元本	2,817,598,339	2,858,693,688
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	768,386,797	890,678,540
(分配準備積立金)	347,648,645	409,302,528
元本等合計	3,585,985,136	3,749,372,228
純資産合計	3,585,985,136	3,749,372,228
負債純資産合計	3,617,837,263	3,770,792,760

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期		第13期	
	自	2012年6月8日 至 2013年6月7日	自	2013年6月8日 至 2014年6月9日
営業収益				
有価証券売買等損益		137,875,628		145,771,459
営業収益合計		137,875,628		145,771,459
営業費用				
受託者報酬		1,892,495		1,917,679
委託者報酬		34,064,822		34,518,204
その他費用		614,155		619,116
営業費用合計		36,571,472		37,054,999
営業利益又は営業損失（ ）		101,304,156		108,716,460
経常利益又は経常損失（ ）		101,304,156		108,716,460
当期純利益又は当期純損失（ ）		101,304,156		108,716,460
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		15,825,988		155,538
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		657,496,681		768,386,797
剰余金増加額又は欠損金減少額		185,573,231		127,492,634
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		185,573,231		127,492,634
剰余金減少額又は欠損金増加額		160,161,283		113,761,813
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		160,161,283		113,761,813
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		768,386,797		890,678,540

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 2014年6月7日及びその翌日が休 業日のため、当計算期間末日は2014 年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,778,104,682円	2,817,598,339円
期中追加設定元本額	717,680,971円	463,973,376円
期中一部解約元本額	678,187,314円	422,878,027円
2. 受益権の総数	2,817,598,339口	2,858,693,688口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	57,580,476円	63,036,940円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	27,897,692円	45,523,982円
収益調整金額	778,370,007円	844,260,128円
分配準備積立金額	262,170,477円	300,741,606円
本ファンドの分配対象収益額	1,126,018,652円	1,253,562,656円
本ファンドの期末残存口数	2,817,598,339口	2,858,693,688口
1口当たり収益分配対象額	0.399637円	0.438508円
1口当たり分配金額	-円	-円
収益分配金金額	-円	-円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	130,661,292	166,228,088
合計	130,661,292	166,228,088

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
1口当たり純資産額	1.2727円	1.3116円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド	2,510,216,301	3,768,085,689	
合計			2,510,216,301	3,768,085,689	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,595,581,501	7,166,655,274
未収入金	12,914,915	8,192,726
流動資産合計	6,608,496,416	7,174,848,000
資産合計	6,608,496,416	7,174,848,000
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,914,915	8,192,726
未払受託者報酬	1,690,640	1,841,891
未払委託者報酬	30,431,538	33,153,941
その他未払費用	408,853	476,708
流動負債合計	45,445,946	43,665,266
負債合計	45,445,946	43,665,266
純資産の部		
元本等		
元本	4,265,351,787	4,268,460,934
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,297,698,683	2,862,721,800
（分配準備積立金）	984,875,673	1,404,559,937
元本等合計	6,563,050,470	7,131,182,734
純資産合計	6,563,050,470	7,131,182,734
負債純資産合計	6,608,496,416	7,174,848,000

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期		第13期	
	自	2012年6月8日 至 2013年6月7日	自	2013年6月8日 至 2014年6月9日
営業収益				
有価証券売買等損益		1,218,503,383		624,376,765
営業収益合計		1,218,503,383		624,376,765
営業費用				
受託者報酬		3,147,689		3,585,108
委託者報酬		56,658,302		64,531,826
その他費用		898,913		873,095
営業費用合計		60,704,904		68,990,029
営業利益又は営業損失（ ）		1,157,798,479		555,386,736
経常利益又は経常損失（ ）		1,157,798,479		555,386,736
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,157,798,479		555,386,736
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		99,714,458		22,944,844
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,160,048,318		2,297,698,683
剰余金増加額又は欠損金減少額		238,269,384		313,531,327
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		238,269,384		313,531,327
剰余金減少額又は欠損金増加額		158,703,040		280,950,102
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		158,703,040		280,950,102
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,297,698,683		2,862,721,800

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 2014年6月7日及びその翌日が休 業日のため、当計算期間末日は2014 年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,266,942,458円	4,265,351,787円
期中追加設定元本額	571,990,984円	527,137,507円
期中一部解約元本額	573,581,655円	524,028,360円
2. 受益権の総数	4,265,351,787口	4,268,460,934口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	124,274,002円	131,561,342円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	519,095,704円	400,880,550円
収益調整金額	1,478,798,045円	1,596,925,772円
分配準備積立金額	341,505,967円	872,118,045円
本ファンドの分配対象収益額	2,463,673,718円	3,001,485,709円
本ファンドの期末残存口数	4,265,351,787口	4,268,460,934口
1口当たり収益分配対象額	0.577601円	0.703177円
1口当たり分配金額	-円	-円
収益分配金金額	-円	-円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第12期 自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	第13期 自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,136,837,879	623,227,214
合計	1,136,837,879	623,227,214

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第12期 (2013年6月7日現在)	第13期 (2014年6月9日現在)
1口当たり純資産額	1.5387円	1.6707円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)マザーファンド	3,545,742,764	7,166,655,274	
合計			3,545,742,764	7,166,655,274	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	（2013年6月7日現在）	（2014年6月9日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		785,697,661	-
コール・ローン		604,093,584	774,870,481
国債証券		30,522,050,941	25,783,867,392
特殊債券		873,019,911	3,112,852,241
社債券		6,528,983,417	6,266,540,863
派生商品評価勘定		3,439,748,285	920,974,123
未収入金		1,529,435,055	161,375,877
未収利息		221,199,177	218,647,004
前払費用		61,678,348	44,886,493
差入委託証拠金		145,141,021	302,692,970
流動資産合計		44,711,047,400	37,586,707,444
資産合計		44,711,047,400	37,586,707,444
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,334,321,442	625,189,815
前受金		189,561	286,128
未払金		2,254,379,028	142,517,135
未払解約金		15,853,787	56,559,708
流動負債合計		4,604,743,818	824,552,786
負債合計		4,604,743,818	824,552,786
純資産の部			
元本等			
元本		27,801,157,975	24,489,506,348
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		12,305,145,607	12,272,648,310
元本等合計		40,106,303,582	36,762,154,658
純資産合計		40,106,303,582	36,762,154,658
負債純資産合計		44,711,047,400	37,586,707,444

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (3) オプション取引 個別法に基づき、原則として、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2013年6月7日現在）	（2014年6月9日現在）
1. 元本の推移		
期首元本額	22,327,777,513円	27,801,157,975円
期中追加設定元本額	10,903,167,309円	5,434,101,585円
期中一部解約元本額	5,429,786,847円	8,745,753,212円
期末元本額	27,801,157,975円	24,489,506,348円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）	2,498,500,471円	2,510,216,301円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）	6,688,376,595円	4,509,699,108円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）	196,383,774円	543,437,772円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）	2,216,972,518円	2,223,579,905円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA （限定為替ヘッジ）VA（適格機関投資家専用）	4,517,211,679円	3,466,866,796円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF （適格機関投資家専用）	1,962,395,467円	2,079,485,851円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA （適格機関投資家専用）	9,721,317,471円	9,156,220,615円
2. 受益権の総数	27,801,157,975口	24,489,506,348口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引及び先物オプション取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	<p>同左</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2013年6月7日現在)	(2014年6月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	318,921,424	522,738,478
特殊債券	21,758,324	48,149,569
社債券	56,034,910	92,573,757
合計	396,714,658	663,461,804

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として6月8日から12月7日、及び12月8日から翌年6月7日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2013年6月7日現在)				(2014年6月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	13,710,545,588	-	13,724,980,203	14,434,615	5,448,068,295	-	5,476,148,140	28,079,845
	売建	4,572,045,140	-	4,589,483,303	17,438,163	24,492,730,723	-	24,409,005,937	83,724,786
	合計	18,282,590,728	-	18,314,463,506	3,003,548	29,940,799,018	-	29,885,154,077	111,804,631

(2) 通貨関連

区分	種類	(2013年6月7日現在)				(2014年6月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	36,580,784,779	-	36,314,240,043	266,544,736	27,756,941,964	-	27,729,645,958	27,296,006
	カナダドル	3,688,507,260	-	3,646,149,592	42,357,668	3,384,070,543	-	3,422,761,039	38,690,496
	ユーロ	17,560,058,922	-	17,706,228,984	146,170,062	14,724,537,623	-	14,560,576,224	163,961,399
	英ポンド	5,514,656,833	-	5,604,204,864	89,548,031	4,861,871,465	-	4,894,502,111	32,630,646
	スイスフラン	6,184,017,985	-	6,203,470,137	19,452,152	2,273,685,590	-	2,253,689,881	19,995,709
	スウェーデン クローナ	2,268,204,342	-	2,251,757,936	16,446,406	2,254,327,551	-	2,252,980,006	1,347,545
	ノルウェー クローネ	1,372,148,600	-	1,406,651,363	34,502,763	1,624,227,624	-	1,640,916,137	16,688,513
	オーストラリア ドル	6,779,213,915	-	6,371,728,513	407,485,402	4,099,936,415	-	4,174,829,870	74,893,455
	ニュージーラ ンドドル	2,724,281,860	-	2,612,152,164	112,129,696	2,631,377,852	-	2,627,859,200	3,518,652
	売建								
	米ドル	48,545,538,093	-	47,609,131,013	936,407,080	31,254,920,457	-	31,320,522,661	65,602,204
	カナダドル	4,632,709,186	-	4,565,507,236	67,201,950	5,110,466,634	-	5,139,997,211	29,530,577
	ユーロ	28,350,654,245	-	28,291,329,567	59,324,678	25,856,679,619	-	25,609,899,322	246,780,297
	英ポンド	8,827,286,587	-	8,852,330,664	25,044,077	8,254,158,764	-	8,292,129,482	37,970,718
	スイスフラン	7,337,519,226	-	7,419,513,340	81,994,114	5,595,210,678	-	5,488,132,147	107,078,531
	スウェーデン クローナ	3,413,533,019	-	3,346,682,778	66,850,241	3,027,630,655	-	2,979,331,066	48,299,589
	ノルウェー クローネ	1,409,413,782	-	1,406,651,363	2,762,419	1,384,593,078	-	1,390,530,475	5,937,397
	デンマーク クローネ	284,300,652	-	277,049,326	7,251,326	304,514,043	-	300,270,224	4,243,819
	オーストラリア ドル	7,444,837,143	-	6,966,096,869	478,740,274	4,947,469,124	-	5,002,708,206	55,239,082
	ニュージーラ ンドドル	2,774,582,032	-	2,619,117,677	155,464,355	3,140,522,515	-	3,116,386,102	24,136,413
		合計	195,692,248,461	-	193,469,993,429	1,111,673,232	152,487,142,194	-	152,197,667,322

(3) 金利関連

区分	種類	(2013年6月7日現在)				(2014年6月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	4,620,887,250	4,620,887,250	4,617,644,409	3,242,841	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	1,834,864,843	1,834,864,843	1,833,927,636	937,207
	合計	4,620,887,250	4,620,887,250	4,617,644,409	3,242,841	1,834,864,843	1,834,864,843	1,833,927,636	937,207

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2012年 6月 8日 至 2013年 6月 7日			自 2013年 6月 8日 至 2014年 6月 9日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 - 円		有価証券等 売買手数料	為替 - 円	

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

項目	（2013年 6月 7日現在）	（2014年 6月 9日現在）
1口当たり純資産額	1.4426円	1.5011円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考		
日本円	国債証券	第89回 利付国債（5年）	910,300,000	913,322,196			
		第110回 利付国債（5年）	1,776,000,000	1,787,330,880			
		第5回 利付国債（40年）	78,500,000	83,341,880			
		第274回 利付国債（10年）	21,500,000	21,965,260			
		第280回 利付国債（10年）	554,150,000	574,531,637			
		第310回 利付国債（10年）	1,142,000,000	1,194,554,840			
		第327回 利付国債（10年）	588,000,000	603,905,400			
		第328回 利付国債（10年）	627,500,000	633,034,550			
		第27回 利付国債（30年）	307,700,000	361,098,258			
		第34回 利付国債（30年）	159,500,000	177,770,725			
		第37回 利付国債（30年）	270,200,000	283,496,542			
		第41回 利付国債（30年）	66,700,000	66,700,000			
		第96回 利付国債（20年）	558,600,000	644,255,724			
		第118回 利付国債（20年）	580,100,000	656,139,508			
		第121回 利付国債（20年）	90,000,000	100,285,200			
		第145回 利付国債（20年）	708,000,000	744,943,440			
			社債券	ING BANK NV 0.96%	200,000,000	200,630,000	
		小計				9,047,306,040	
		米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.375%	1,380,000.00	1,409,965.03	
TSY INFL IX N/B 0.625%	3,600,000.00			3,729,204.20			
TSY INFL IX N/B 1.125%	1,630,000.00			1,887,053.07			
TSY INFL IX N/B 1.375%	380,000.00			406,715.05			
US TREASURY N/B 0.75%	5,320,000.00			5,247,222.61			
US TREASURY N/B 0.875%	1,150,000.00			1,137,924.96			
US TREASURY N/B 1%	10,300,000.00			10,402,072.69			
US TREASURY N/B 1.625%	1,700,000.00			1,701,649.00			
US TREASURY N/B 1.625%	1,990,000.00			1,866,659.83			
US TREASURY N/B 3.125%	600,000.00			571,170.00			
US TREASURY N/B 3.75%	3,720,000.00			3,945,767.09			
US TREASURY N/B 3.875%	1,360,000.00			1,484,671.29			
US TREASURY N/B 4.375%	3,190,000.00			3,763,019.38			
US TREASURY N/B 6%	380,000.00			505,111.18			
US TREASURY N/B 7.625%	820,000.00			1,205,826.41			
	特殊債券			FED FARM CREDIT 3.5%	1,200,000.00	1,240,403.96	
				FHMS K029 A2	1,800,000.00	1,853,883.54	
				FHMS K030 A1	1,066,607.81	1,104,544.91	
				FHMS K030 A2	3,000,000.00	3,069,934.80	
				FHMS K714 A2	700,000.00	726,242.51	
				FN AL2293	1,174,727.17	1,294,848.54	
		FN FN0003	1,434,075.78	1,577,994.89			
		NGN 2010-C1 A2	1,200,000.00	1,244,859.60			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計	社債券	SLCLT 2006-1 A4	597,302.82	595,909.79	
		AHM 2004-3 1A	487.28	485.50	
		AMERICAN TOWER C 3.5%	350,000.00	341,359.02	
		AMERICAN TOWER C 5%	1,000,000.00	1,079,802.55	
		BACM 2007-4 A1A	959,523.49	1,072,442.61	
		BPCE SA 2.5%	1,900,000.00	1,920,108.65	
		CSMC 2007-C1 A1A	4,070,238.92	4,339,439.23	
		CSMC 2007-C2 A1A	1,788,247.14	1,931,943.34	
		GENERAL ELECTRIC 2.7%	1,450,000.00	1,416,226.15	
		HFCHC 2007-3 APT	841,826.73	840,950.80	
		JPMCC 2006-CB15 A1A	8,001,215.43	8,648,943.42	
		JPMCC 2007-CB19 A1A	1,237,930.68	1,379,804.59	
		LEEK 18X A2B	666,484.00	691,536.46	
		LLOYDS TSB BANK 6.5%	1,250,000.00	1,459,727.50	
		NSLT 2013-5A A	2,237,314.89	2,239,080.13	
		SEMT 2004-10 A3A	218,376.86	209,578.45	
		SPAREBANK 1 BOLI 1.75%	2,300,000.00	2,242,500.00	
		SUMITOMO MITSUI 4.436%	1,250,000.00	1,278,791.25	
		TIME WARNER CABL 4%	1,300,000.00	1,381,539.91	
		VERIZON COMMUNIC 6.55%	1,200,000.00	1,500,098.88	
				85,947,012.77	
				(8,814,725,628)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	2,900,000.00	2,942,427.00	
		CANADA-GOV'T 4.5%	10,000.00	10,340.10	
		CANADA-GOV'T 8%	2,650,000.00	4,271,879.50	
小計				7,224,646.60	
				(677,238,372)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.25%	700,000.00	737,078.97	
		BELGIAN 3%	330,000.00	369,243.59	
		BELGIAN 4.25%	1,100,000.00	1,342,583.01	
		BTPS 4.5%	3,440,000.00	3,954,520.82	
		BTPS 5%	1,590,000.00	1,889,222.10	
		BUNDESOBL 0.25%	3,600,000.00	3,605,579.96	
		DEUTSCHLAND REP 1.75%	980,000.00	1,018,964.78	
		DEUTSCHLAND REP 3%	3,000,000.00	3,434,459.85	
		DEUTSCHLAND REP 4%	5,060,000.00	6,613,167.35	
		FINNISH GOV'T 3.125%	4,680,000.00	4,717,908.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	650,000.00	773,805.48	
		FRANCE O.A.T. 1%	4,000,000.00	4,103,720.08	
		FRANCE O.A.T. 2.25%	2,420,000.00	2,587,149.35	
		FRANCE O.A.T. 2.5%	2,150,000.00	2,363,838.97	
		FRANCE O.A.T. 3.5%	2,090,000.00	2,418,736.01	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考		
英ポンド	特殊債券	FRANCE O.A.T. 4.5%	2,560,000.00	3,417,446.47			
		NETHERLANDS GOVT 1.75%	2,300,000.00	2,363,341.95			
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	3,430,000.00	3,885,744.44			
		SPANISH GOV'T 3.8%	1,520,000.00	1,671,422.35			
		SPANISH GOV'T 4.4%	2,030,000.00	2,341,219.47			
		SPANISH GOV'T 4.5%	4,820,000.00	5,434,502.18			
		SPANISH GOV'T 5.4%	4,050,000.00	4,991,746.41			
		EFSF 0.875%	2,000,000.00	2,030,879.98			
		GDF SUEZ VAR	300,000.00	302,549.99			
		GDF SUEZ VAR	300,000.00	302,400.00			
		KFW 0.875%	9,200,000.00	9,370,844.92			
		社債券	AIREM 2005-1X 2A2	66,465.36	65,325.34		
			AIREM 2006-1X 2A1	308,160.93	301,388.78		
			AIREM 2007-1X 2A2	513,690.50	502,139.14		
	DNB BANK ASA VAR		100,000.00	105,423.99			
	GE CAPITAL EURO 1.25%		1,300,000.00	1,313,117.03			
	ING BANK NV VAR		750,000.00	785,009.98			
	INTESA SANPAOLO 3%		1,350,000.00	1,436,940.13			
	LEEK 17X A2C		170,820.00	178,785.16			
	LEEK 18X A2C		102,536.00	106,380.48			
	MET LIFE GLOB FU 2.375%		550,000.00	582,285.05			
	PROLOGIS 3%		1,950,000.00	1,959,457.51			
	QUADF 2011-1 A1		1,061,495.78	1,049,518.39			
	SNAM SPA 1.5%		200,000.00	201,220.01			
	UBS AG VAR		1,100,000.00	1,173,040.00			
	WILLOW NO.2 FOR 3.375%		1,000,000.00	1,105,899.96			
	小計					86,908,007.43	
						(12,161,906,559)	
	英ポンド		国債証券	UK TREASURY 1.25%	5,730,000.00	5,638,091.01	
				UK TREASURY 1.75%	1,460,000.00	1,376,823.82	
		UK TREASURY 2%		1,900,000.00	1,940,375.00		
		UK TREASURY 4.25%		1,590,000.00	1,823,459.68		
		UK TREASURY 4.5%		1,910,000.00	2,243,810.64		
UK TREASURY 4.75%		3,390,000.00		3,891,075.81			
UK TSY I/L STOCK 0.25%		330,000.00		386,511.81			
社債券		AIREM 2006-1X 2A2	1,155,603.49	1,130,748.77			
		AIREM 2007-1X 2A3	256,845.25	251,089.09			
		EHMU 2007-2 A2	612,253.09	592,432.00			
		GE CAPITAL UK FU 5.625%	694,000.00	788,869.84			
		KENRI 2 A	914,039.74	918,150.17			
		LEEK 17X A2A	34,164.00	35,755.97			
		MAN AIR GRP FND 4.125%	200,000.00	202,629.99			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		MAN AIR GRP FND 4.75%	200,000.00	206,076.00	
		MANSD 2007-2X A1	187,687.03	184,330.43	
		PARGN 19 A	300,000.00	301,580.10	
		THRON 2013-1 A	316,117.90	320,923.20	
		YORKSHIRE BUILDI 4.75%	1,000,000.00	1,094,950.10	
				23,327,683.43	
				(4,020,759,515)	
スウェーデン クローナ	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5%	1,750,000.00	2,058,665.00	
		KFW 5%	3,000,000.00	3,536,298.00	
小計				5,594,963.00	
				(86,554,077)	
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	13,700,000.00	15,461,957.00	
小計				15,461,957.00	
				(290,066,313)	
オーストラ リアドル	特殊債券	KFW 6%	400,000.00	445,732.00	
	社債券	REDSE 2013-1 A	229,569.57	229,886.60	
小計				675,618.60	
				(64,703,992)	
合計				35,163,260,496	
				(26,115,954,456)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 15銘柄	45.7%	33.8%
	特殊債券 9銘柄	14.8%	
	社債券 19銘柄	39.5%	
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.0%	2.6%
ユーロ	国債証券 22銘柄	73.7%	46.6%
	特殊債券 4銘柄	13.8%	
	社債券 15銘柄	12.5%	
英ポンド	国債証券 7銘柄	74.2%	15.4%
	社債券 12銘柄	25.8%	
スウェーデンクローナ	特殊債券 2銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.1%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	66.0%	0.2%
	社債券 1銘柄	34.0%	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

B為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2013年6月7日現在)	(2014年6月9日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,735,161,644	1,527,591,098
国債証券		67,245,492,662	65,369,172,718
特殊債券		3,696,100,764	9,074,045,209
社債券		19,821,118,570	15,925,420,414
派生商品評価勘定		6,965,369,530	2,165,738,508
未収入金		4,435,695,191	417,772,835
未収利息		633,508,541	535,197,634
前払費用		58,261,626	87,805,687
差入委託証拠金		513,564,840	659,191,838
流動資産合計		106,104,273,368	95,761,935,941
資産合計		106,104,273,368	95,761,935,941
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		6,863,321,031	1,548,523,633
前受金		680,427	1,447,107
未払金		3,644,888,872	366,472,633
未払解約金		23,577,476	240,046,720
流動負債合計		10,532,467,806	2,156,490,093
負債合計		10,532,467,806	2,156,490,093
純資産の部			
元本等			
元本		51,831,129,249	46,312,207,972
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		43,740,676,313	47,293,237,876
元本等合計		95,571,805,562	93,605,445,848
純資産合計		95,571,805,562	93,605,445,848
負債純資産合計		106,104,273,368	95,761,935,941

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (3) オプション取引 個別法に基づき、原則として、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2013年6月7日現在）	（2014年6月9日現在）
1. 元本の推移		
期首元本額	55,461,331,833円	51,831,129,249円
期中追加設定元本額	5,769,012,420円	4,801,123,558円
期中一部解約元本額	9,399,215,004円	10,320,044,835円
期末元本額	51,831,129,249円	46,312,207,972円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）	3,576,973,535円	3,545,742,764円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（野村SMA向け）	3,689,008,374円	4,736,952,832円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	275,303,558円	343,462,201円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）	2,451,401,099円	2,230,701,337円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB （為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）	41,838,442,683円	35,455,348,838円
2. 受益権の総数	51,831,129,249口	46,312,207,972口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2012年6月8日 至 2013年6月7日	自 2013年6月8日 至 2014年6月9日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引及び先物オプション取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	<p>同左</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2012年 6月 8日 至 2013年 6月 7日	自 2013年 6月 8日 至 2014年 6月 9日
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2013年6月7日現在)	(2014年6月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	623,597,644	1,188,798,186
特殊債券	95,108,435	139,193,240
社債券	174,263,432	248,259,516
合計	892,969,511	1,576,250,942

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として6月8日から12月7日、及び12月8日から翌年6月7日までとなり、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2013年6月7日現在)				(2014年6月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	39,799,799,475	-	39,838,379,329	38,579,854	18,422,868,961	-	18,437,630,956	14,761,995
	売建	18,424,761,957	-	18,471,208,436	46,446,479	61,265,869,184	-	60,965,706,600	300,162,584
	合計	58,224,561,432	-	58,309,587,765	7,866,625	79,688,738,145	-	79,403,337,556	314,924,579

(2) 通貨関連

区分	種類	(2013年6月7日現在)				(2014年6月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	110,088,781,014	-	108,951,480,501	1,137,300,513	82,781,028,831	-	82,736,767,340	44,261,491
	カナダドル	10,543,277,860	-	10,416,107,059	127,170,801	8,780,400,288	-	8,881,064,222	100,663,934
	ユーロ	47,595,365,036	-	48,041,044,127	445,679,091	39,648,259,526	-	39,228,236,008	420,023,518
	英ポンド	15,167,241,624	-	15,426,694,753	259,453,129	12,049,454,729	-	12,132,054,566	82,599,837
	スイスフラン	16,752,455,520	-	16,807,619,317	55,163,797	6,261,625,740	-	6,210,227,507	51,398,233
	スウェーデン クローナ	6,155,598,184	-	6,109,761,248	45,836,936	5,935,059,336	-	5,932,036,679	3,022,657
	ノルウェー クローネ	3,955,725,585	-	4,046,854,187	91,128,602	4,228,564,552	-	4,272,119,713	43,555,161
	デンマーク クローネ	-	-	-	-	102,405,282	-	100,978,125	1,427,157
	オーストラリア ドル	18,361,503,041	-	17,217,077,530	1,144,425,511	11,353,228,579	-	11,562,379,123	209,150,544
	ニュージーラ ンドドル	7,434,055,340	-	7,124,619,005	309,436,335	6,921,094,164	-	6,911,995,200	9,098,964
	売建								
	米ドル	98,113,763,460	-	97,252,198,728	861,564,732	57,799,430,188	-	57,905,308,947	105,878,759
	カナダドル	11,881,850,823	-	11,708,256,633	173,594,190	11,990,347,696	-	12,064,370,784	74,023,088
	ユーロ	51,369,890,233	-	51,838,991,312	469,101,079	44,087,500,125	-	43,766,660,130	320,839,995
	英ポンド	15,926,552,027	-	16,106,029,780	179,477,753	13,523,598,578	-	13,588,905,519	65,306,941
	スイスフラン	19,618,513,014	-	19,857,246,494	238,733,480	14,685,508,866	-	14,404,032,558	281,476,308
	スウェーデン クローナ	8,679,930,380	-	8,513,394,108	166,536,272	7,499,510,976	-	7,370,355,005	129,155,971
	ノルウェー クローネ	4,057,059,025	-	4,046,854,188	10,204,837	3,620,218,101	-	3,635,705,288	15,487,187
デンマーク クローネ	426,777,312	-	415,892,000	10,885,312	-	-	-	-	
オーストラリア ドル	19,223,620,818	-	17,955,661,523	1,267,959,295	12,630,799,901	-	12,771,555,375	140,755,474	
ニュージーラ ンドドル	7,515,971,346	-	7,088,905,131	427,066,215	8,257,387,400	-	8,194,246,879	63,140,521	
	合計	472,867,931,642	-	468,924,687,624	117,753,064	352,155,422,858	-	351,668,998,968	299,898,802

(3) 金利関連

区分	種類	(2013年6月7日現在)				(2014年6月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	11,167,145,260	11,167,145,260	11,159,307,320	7,837,940	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	4,682,068,910	4,682,068,910	4,679,677,416	2,391,494
	合計	11,167,145,260	11,167,145,260	11,159,307,320	7,837,940	4,682,068,910	4,682,068,910	4,679,677,416	2,391,494

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2012年 6月 8日 至 2013年 6月 7日			自 2013年 6月 8日 至 2014年 6月 9日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 - 円		有価証券等 売買手数料	為替 - 円	

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	（2013年 6月 7日現在）	（2014年 6月 9日現在）
1口当たり純資産額	1.8439円	2.0212円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考		
日本円	国債証券	第89回 利付国債（5年）	883,000,000	885,931,560			
		第110回 利付国債（5年）	4,228,000,000	4,254,974,640			
		第274回 利付国債（10年）	46,800,000	47,812,752			
		第280回 利付国債（10年）	557,200,000	577,693,816			
		第285回 利付国債（10年）	556,400,000	581,093,032			
		第310回 利付国債（10年）	3,091,700,000	3,233,980,034			
		第327回 利付国債（10年）	1,197,000,000	1,229,378,850			
		第328回 利付国債（10年）	2,275,000,000	2,295,065,500			
		第16回 利付国債（30年）	575,000,000	677,028,000			
		第30回 利付国債（30年）	700,000,000	794,682,000			
		第32回 利付国債（30年）	185,000,000	209,971,300			
		第34回 利付国債（30年）	200,000,000	222,910,000			
		第37回 利付国債（30年）	602,500,000	632,149,025			
		第92回 利付国債（20年）	1,400,000,000	1,615,474,000			
		第96回 利付国債（20年）	709,000,000	817,718,060			
		第145回 利付国債（20年）	2,893,100,000	3,044,061,958			
		社債券	ING BANK NV 0.96%	400,000,000	401,260,000		
		小計				21,521,184,527	
		米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B 0.375%	3,450,000.00	3,524,912.58	
TSY INFL IX N/B 0.625%	9,310,000.00			9,644,136.43			
TSY INFL IX N/B 1.125%	4,100,000.00			4,746,575.22			
TSY INFL IX N/B 1.375%	1,010,000.00			1,081,005.80			
US TREASURY N/B 0.375%	24,380,000.00			24,416,814.04			
US TREASURY N/B 0.75%	7,420,000.00			7,318,494.69			
US TREASURY N/B 1%	14,670,000.00			14,815,379.25			
US TREASURY N/B 1.625%	6,000,000.00			6,005,820.00			
US TREASURY N/B 1.625%	7,980,000.00			7,485,399.75			
US TREASURY N/B 2.75%	100,000.00			87,603.99			
US TREASURY N/B 3.75%	7,090,000.00			7,520,292.66			
US TREASURY N/B 3.875%	7,450,000.00			8,132,942.02			
特殊債券	FED FARM CREDIT 3.5%		3,500,000.00	3,617,844.89			
	FHMS K029 A2		6,200,000.00	6,385,598.86			
	FHMS K030 A2		8,100,000.00	8,288,823.96			
	FHMS K714 A2		2,000,000.00	2,074,978.60			
	FN AL2293		2,936,817.93	3,237,121.36			
	FN FN0003		4,780,252.60	5,259,982.97			
	INTERAMER DEV BK 7%		5,010,000.00	6,689,552.50			
	NGN 2010-A1 A		1,085,150.82	1,087,300.06			
	NGN 2010-C1 A2		3,800,000.00	3,942,055.40			
	NGN 2010-R1 2A		183,739.72	185,132.11			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計	社債券	NGN 2010-R2 1A	1,056,735.96	1,058,593.49	
		SLCLT 2006-1 A4	1,791,908.48	1,787,729.39	
		AHM 2004-3 1A	729.18	726.52	
		AMERICAN TOWER C 5%	2,650,000.00	2,861,476.75	
		BACM 2007-4 A1A	2,558,729.32	2,859,846.98	
		BPCE SA 2.5%	4,800,000.00	4,850,800.80	
		CSMC 2007-C1 A1A	10,060,401.87	10,725,783.77	
		GENERAL ELECTRIC 2.7%	3,500,000.00	3,418,476.91	
		GRAN 2003-2 1B	1,216,028.67	1,223,863.54	
		GRAN 2004-1 2A1	3,498,785.06	3,488,540.61	
		HFCHC 2007-3 APT	2,244,871.28	2,242,535.49	
		JPMCC 2006-CB15 A1A	17,163,072.29	18,552,486.49	
		JPMCC 2007-CB19 A1A	3,360,097.57	3,745,183.90	
		LEEK 18X A2B	1,743,112.00	1,808,633.83	
		LLOYDS TSB BANK 6.5%	3,300,000.00	3,853,680.60	
		NBCUNIVERSAL MED 2.875%	4,050,000.00	3,964,227.03	
		SEMT 2004-10 A3A	325,352.02	312,243.58	
		SPAREBANK 1 BOLI 1.75%	5,000,000.00	4,875,000.00	
		SSGN 2010-S1 1A	221,365.49	221,857.80	
		SUMITOMO MITSUI 4.436%	3,250,000.00	3,324,857.25	
TIME WARNER CABL 4%	1,350,000.00	1,434,676.06			
VERIZON COMMUNIC 6.55%	3,050,000.00	3,812,751.32			
				215,971,739.25	
				(22,150,061,576)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000.00	11,018,881.80	
		CANADA-GOV'T 5%	1,300,000.00	1,778,946.00	
		CANADA-GOV'T 8%	4,750,000.00	7,657,142.50	
小計				20,454,970.30	
				(1,917,448,915)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.25%	2,800,000.00	2,948,315.91	
		BELGIAN 2.6%	1,380,000.00	1,477,027.77	
		BELGIAN 3%	1,200,000.00	1,342,703.97	
		BELGIAN 3.75%	310,000.00	363,586.60	
		BELGIAN 4.25%	470,000.00	573,649.10	
		BTPS 4.5%	7,130,000.00	8,196,434.16	
		BTPS 5%	410,000.00	488,916.77	
		BTPS 5%	1,060,000.00	1,259,481.40	
		BTPS 5.75%	1,521,000.00	1,966,211.84	
		BTPS 6%	5,400,000.00	7,107,587.67	
		BUNDESOBL 0.25%	9,500,000.00	9,514,724.90	
		BUNDESSCHATZANW 0%	30,460,000.00	30,450,862.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		DEUTSCHLAND REP 1.5%	2,080,000.00	2,143,148.69	
		DEUTSCHLAND REP 1.75%	2,520,000.00	2,620,195.14	
		DEUTSCHLAND REP 4%	1,660,000.00	2,169,537.11	
		FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000.00	11,018,533.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	810,000.00	964,280.67	
		FRANCE O.A.T. 1%	11,800,000.00	12,105,974.23	
		FRANCE O.A.T. 2.25%	8,530,000.00	9,119,166.92	
		FRANCE O.A.T. 2.5%	5,450,000.00	5,992,056.94	
		FRANCE O.A.T. 3.5%	4,220,000.00	4,883,763.63	
		FRANCE O.A.T. 4.5%	5,910,000.00	7,889,495.57	
		NETHERLANDS GOVT 2.5%	1,900,000.00	1,977,139.96	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	15,780,000.00	17,876,690.17	
		SPANISH GOV'T 3.8%	4,070,000.00	4,475,453.31	
		SPANISH GOV'T 4.4%	1,670,000.00	1,926,027.85	
		SPANISH GOV'T 4.5%	12,240,000.00	13,800,478.57	
		SPANISH GOV'T 5.4%	13,530,000.00	16,676,130.62	
	特殊債券	EFSF 0.875%	5,100,000.00	5,178,743.94	
		GDF SUEZ VAR	600,000.00	605,099.98	
		GDF SUEZ VAR	700,000.00	705,600.02	
		KFW 0.875%	22,800,000.00	23,223,398.28	
	社債券	AIREM 2005-1X 2A2	199,396.08	195,976.03	
		AIREM 2006-1X 2A1	924,482.79	904,166.35	
		AIREM 2007-1X 2A2	1,455,456.43	1,422,727.58	
		DNB BANK ASA VAR	400,000.00	421,695.98	
		GE CAPITAL EURO 1.25%	3,350,000.00	3,383,801.60	
		GRANM 2006-1X A6	2,068,204.71	2,059,685.77	
		ING BANK NV VAR	2,000,000.00	2,093,359.97	
		INTESA SANPAOLO 3%	3,400,000.00	3,618,960.34	
		LEEK 17X A2C	341,640.00	357,570.33	
		LEEK 18X A2C	205,072.00	212,760.96	
		MET LIFE GLOB FU 2.375%	1,350,000.00	1,429,245.13	
		PROLOGIS 3%	4,950,000.00	4,974,007.54	
		QUADF 2011-1 A1	2,594,767.47	2,565,489.41	
		ROYAL BK OF SCOT 5.375%	50,000.00	59,907.00	
		SNAM SPA 1.5%	500,000.00	503,050.04	
		UBS AG VAR	2,800,000.00	2,985,920.00	
		WILLOW NO.2 FOR 3.375%	2,600,000.00	2,875,339.89	
	小計			241,104,080.61	
				(33,740,105,039)	
英債券	国債証券	UK TREASURY 1.25%	16,310,000.00	16,048,388.20	
		UK TREASURY 1.75%	3,260,000.00	3,074,277.84	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UK TREASURY 2%	9,370,000.00	9,569,112.50	
		UK TREASURY 4.25%	3,695,000.00	4,237,536.81	
		UK TREASURY 4.5%	4,360,000.00	5,121,997.06	
		UK TSY 1/L STOCK 0.25%	840,000.00	983,848.26	
	社債券	AIREM 2006-1X 2A2	2,927,528.84	2,864,563.54	
		AIREM 2007-1X 2A3	599,305.59	585,874.55	
		BRASS 2012-1 A1	225,597.74	225,891.46	
		DRWBY 2012-1 A	531,000.00	542,929.44	
		EHMU 2007-2 A2	1,581,194.17	1,530,004.58	
		GE CAPITAL UK FU 5.625%	1,832,000.00	2,082,434.50	
		GRAN 2003-3 3A	484,082.97	483,291.49	
		GRAN 2004-2 3A	1,179,950.58	1,177,473.86	
		GRAN 2004-3 3A1	915,081.49	912,369.18	
		GRANM 2005-1 A6	44,960.97	44,733.10	
		GRANM 2005-4 A6	44,960.97	44,733.10	
		GRANM 2006-1X A7	134,882.91	134,199.32	
		GRANM 2007-2 4A2	232,448.22	231,205.08	
		KENRI 2 A	2,575,930.20	2,587,514.15	
		LEEK 17X A2A	204,984.00	214,535.84	
		MAN AIR GRP FND 4.125%	600,000.00	607,889.97	
		MAN AIR GRP FND 4.75%	300,000.00	309,114.00	
		MANSD 2007-2X A1	437,936.41	430,104.35	
		PARGN 19 A	600,000.00	603,160.20	
		THRON 2013-1 A	722,555.20	733,538.76	
		YORKSHIRE BUILDI 4.75%	2,500,000.00	2,737,375.25	
小計				58,118,096.39	
				(10,017,235,093)	
スウェーデン クローネ	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5%	5,350,000.00	6,293,633.00	
		KFW 5%	9,000,000.00	10,608,894.00	
小計				16,902,527.00	
				(261,482,092)	
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	24,000,000.00	27,086,640.00	
小計				27,086,640.00	
				(508,145,366)	
オーストラ リアドル	特殊債券	KFW 6%	1,700,000.00	1,894,361.00	
	社債券	REDSE 2013-1 A	746,101.12	747,131.48	
小計				2,641,492.48	
				(252,975,733)	
合計				90,368,638,341	
				(68,847,453,814)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 12銘柄	43.9%	32.2%
	特殊債券 12銘柄	20.2%	
	社債券 20銘柄	35.9%	
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.0%	2.8%
ユーロ	国債証券 28銘柄	75.2%	49.0%
	特殊債券 4銘柄	12.3%	
	社債券 17銘柄	12.5%	
英ポンド	国債証券 6銘柄	67.2%	14.5%
	社債券 21銘柄	32.8%	
スウェーデンクローナ	特殊債券 2銘柄	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.7%
オーストラリアドル	特殊債券 1銘柄	71.7%	0.4%
	社債券 1銘柄	28.3%	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

（2014年6月30日現在）

資産総額	3,771,428,846円
負債総額	2,734,634円
純資産総額（ - ）	3,768,694,212円
発行済口数	2,872,031,924口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3122円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

（2014年6月30日現在）

資産総額	7,096,220,131円
負債総額	6,874,501円
純資産総額（ - ）	7,089,345,630円
発行済口数	4,273,576,559口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6589円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2014年6月30日現在）

資産総額	37,385,846,631円
負債総額	631,334,768円
純資産総額（ - ）	36,754,511,863円
発行済口数	24,458,743,066口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5027円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

（2014年6月30日現在）

資産総額	93,094,637,722円
負債総額	1,808,909,198円
純資産総額（ - ）	91,285,728,524円
発行済口数	45,458,034,872口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0081円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

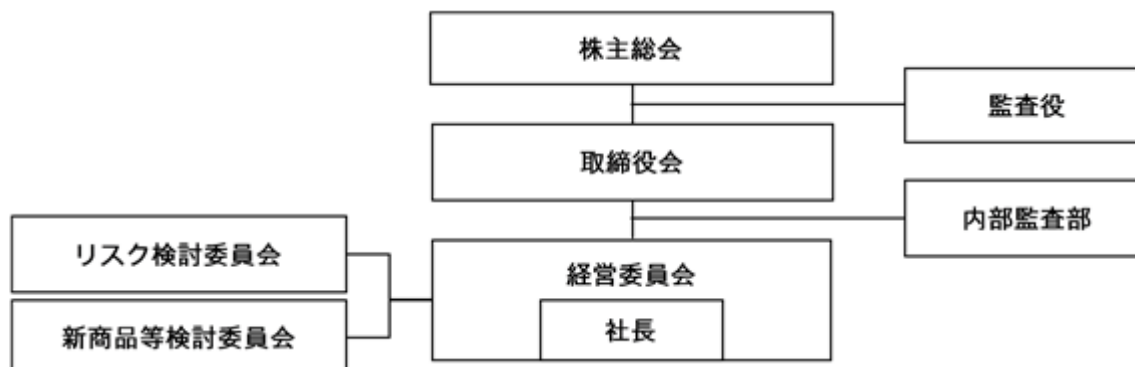
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメント・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部およびマルチプロダクト・ファンド室投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド2014年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	99	1,524,919,193,107
合計	99	1,524,919,193,107

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			3,799,436			6,190,481	
有価証券			10,197,717			15,497,189	
支払委託金			51			38	
収益分配金		51			38		
未収委託者報酬			1,349,584			1,629,300	
未収運用受託報酬			1,052,020			1,149,245	
未収収益			250,263			90,505	
立替金			58,689			2	
預け金			-			2,290	
繰延税金資産			655,118			810,563	
流動資産計			17,362,882	78.5		25,369,618	88.8
固定資産							
投資その他の資産			4,744,062			3,209,508	
投資有価証券		3,515,336			1,515,755		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,218,726			1,683,753		
固定資産計			4,744,062	21.5		3,209,508	11.2
資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			296			265	
未払金			533,934			539,515	
未払収益分配金		177			203		
未払償還金		72			72		
未払手数料		533,685			539,240		
未払費用			2,373,586			3,077,924	
未払法人税等			678,381			2,327,419	
未払消費税等			99,850			154,504	
流動負債計			3,686,048	16.7		6,099,629	21.3
固定負債							
長期未払費用			3,835,760			5,436,742	
役員退職慰労引当金			222,911			174,176	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			4,059,322	18.4		5,611,569	19.6
負債合計			7,745,371	35.0		11,711,198	41.0

期別		第18期 (平成25年3月31日現在)			第19期 (平成26年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,224,106			15,752,528	
その他利益剰余金		13,224,106			15,752,528		
繰越利益剰余金		13,224,106			15,752,528		
株主資本合計			14,104,106	63.8		16,632,528	58.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		257,467			235,400		
評価・換算差額等合計			257,467	1.2		235,400	0.8
純資産合計			14,361,574	65.0		16,867,928	59.0
負債・純資産合計			22,106,945	100.0		28,579,127	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第18期			第19期		
		自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	金額	構成比	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	金額	構成比
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			10,394,695			13,635,195	
運用受託報酬			5,903,536			9,656,904	
その他営業収益	* 2		5,346,245			6,207,085	
営業収益計			21,644,477	100.0		29,499,185	100.0
営業費用							
支払手数料			4,828,407			6,962,756	
広告宣伝費			356,368			144,681	
調査費			4,843,198			5,933,889	
委託調査費	* 2	4,843,198			5,933,889		
委託計算費			187,048			223,678	
営業雑経費			412,224			461,100	
通信費		254,451			255,040		
印刷費		128,462			177,694		
協会費		29,310			28,365		
営業費用計			10,627,248	49.1		13,726,106	46.5
一般管理費							
給料			6,758,363			7,256,790	
役員報酬		178,109			206,318		
給料・手当		2,621,391			2,653,784		
賞与		1,291,499			1,204,783		
株式従業員報酬	* 1	807,717			1,588,176		
その他の報酬		1,859,646			1,603,726		
交際費			38,921			51,545	
寄付金			19,338			21,662	
旅費交通費			167,344			180,749	
租税公課			49,118			132,233	
不動産賃借料			482,119			563,642	
退職給付費用			843,772			1,238,747	
事務委託費			457,831			381,217	
諸経費			1,084,126			1,348,001	
一般管理費計			9,900,937	45.7		11,174,589	37.9
営業利益			1,116,291	5.2		4,598,489	15.6

経常損益の部
 営業損益の部

期別		第18期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日			第19期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常損益の部	営業外収益							
	収益分配金				68,834		104,727	
	受取利息				16,255		17,522	
	投資有価証券売却益				-		320,553	
	為替差益				14,373		-	
	雑益				52		1,661	
	営業外収益計				99,515	0.5	444,464	1.5
	営業外費用							
	支払利息				26		-	
	株式従業員報酬	* 1			257,196		292,295	
	為替差損				-		40,483	
	投資有価証券売却損				-		491	
	営業外費用計				257,223	1.2	333,269	1.1
経常利益				958,583	4.4	4,709,683	16.0	
税引前当期純利益				958,583	4.4	4,709,683	16.0	
法人税、住民税及び事業税				1,030,076	4.8	2,774,220	9.4	
法人税等調整額				373,921	1.7	592,957	2.0	
当期純利益				302,428	1.4	2,528,421	8.6	

（ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第18期
（ 自平成24年 4 月 1 日 至平成25年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成24年 4 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085
事業年度中の変動額									
当期純利益				302,428	302,428	302,428			302,428
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							205,061	205,061	205,061
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	302,428	302,428	302,428	205,061	205,061	507,489
平成25年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574

第19期
（ 自平成25年 4 月 1 日 至平成26年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成25年 4 月 1 日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,528,421	2,528,421	2,528,421			2,528,421
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							22,067	22,067	22,067
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	2,528,421	2,528,421	2,528,421	22,067	22,067	2,506,354
平成26年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成25年3月31日現在)	第19期 (平成26年3月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)																
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">5,294,986千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">4,843,198千円</td> </tr> </table>	営業収益		その他営業収益	5,294,986千円	営業費用		委託調査費	4,843,198千円	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">6,098,382千円</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">5,933,889千円</td> </tr> </table>	営業収益		その他営業収益	6,098,382千円	営業費用		委託調査費	5,933,889千円
営業収益																	
その他営業収益	5,294,986千円																
営業費用																	
委託調査費	4,843,198千円																
営業収益																	
その他営業収益	6,098,382千円																
営業費用																	
委託調査費	5,933,889千円																

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第18期
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の60%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第18期
（自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年 3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,799,436	3,799,436	-
有価証券			
其他有価証券	10,197,717	10,197,717	-
未収委託者報酬	1,349,584	1,349,584	-
未収運用受託報酬	1,052,020	1,052,020	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	3,515,336	3,515,336	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,799,436	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	10,200,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,349,584	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,052,020	-	-	-	-	-

第19期
（自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第19期
(自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,190,481	6,190,481	-
有価証券			
其他有価証券	15,497,189	15,497,189	-
未収委託者報酬	1,629,300	1,629,300	-
未収運用受託報酬	1,149,245	1,149,245	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	1,515,755	1,515,755	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,190,481	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	15,500,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,629,300	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,149,245	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第18期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）					第19期 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	3,100,000	3,515,336	415,336	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,140,000	1,505,843	365,843
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	10,197,717	10,197,717	-	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託	10,000	9,912	88
						コマー シャル・ ペーパー	15,497,189	15,497,189	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
1,900,000	-	-			2,610,062	320,553	491		

（デリバティブ取引関係）

第18期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）	第19期 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第18期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）	第19期 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。	2. 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用 592,366千円	未払費用 634,857千円
未払事業税 54,579	未払事業税 165,496
その他 8,172	その他 10,209
小計 655,118	小計 810,563
繰延税金負債（流動負債）	繰延税金負債（流動負債）
小計 -	小計 -
繰延税金資産（流動資産） の純額 655,118	繰延税金資産（流動資産） の純額 810,563
繰延税金資産（固定資産）	繰延税金資産（固定資産）
長期未払費用 1,239,518	長期未払費用 1,702,486
役員退職慰労引当金 80,193	役員退職慰労引当金 70,593
その他 56,884	その他 41,028
小計 1,376,595	小計 1,814,108
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金負債（固定負債）
その他有価証券評価差額金 157,869	その他有価証券評価差額金 130,355
小計 157,869	小計 130,355
繰延税金資産（固定資産） の純額 1,218,726千円	繰延税金資産（固定資産） の純額 1,683,753千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 38.01 %	法定実効税率 38.01 %
（調整）	（調整）
賞与等永久に損金に算入されない 項目 26.89 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目 7.42 %
その他 3.55 %	その他 0.89 %
税効果会計適用後の法人税等の負 担率 68.45 %	税効果会計適用後の法人税等の負 担率 46.31 %

<p style="text-align: center;">第18期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第19期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)</p>
<p>3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。</p> <p>4 . 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>	<p>3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年 3月31日に公布され、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）により開始され、平成26年 4月 1日に開始する事業年度まで適用される予定だった復興特別法人税が、平成25年 4月 1日に開始する事業年度をもって廃止されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年 4月 1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は45百万円減少し、法人税等調整額が53百万円増加しております。</p> <p>4 . 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。</p>

〔セグメント情報等〕

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	10,394,695	5,903,536	5,346,245	21,644,477

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
19,592,948	2,051,528	21,644,477

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	13,635,195	9,656,904	6,207,085	29,499,185

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
24,320,243	4,007,386	1,171,554	29,499,185

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第18期
（自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	293 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益（注1）	5,294,986		
							委託調査費の支払（注1）	4,843,198		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払（注1）	2,408,126	有価証券	10,197,717
									未払費用	309,903
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員 出向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金（注2）	6,694,581	未払費用	1,335,190
							営業費用及び 一般管理費		長期未払費用	3,706,199
							株式従業員 報酬		230,495	
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預入			現金・預金	579,001

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下GSJH）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第19期
（自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	276 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益（注1） 委託調査費の支払（注1）	6,098,382 5,933,889		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払（注1）	2,207,798	有価証券 未払費用	15,497,189 278,488
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス 有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	8,427,134 272,838	未払費用 長期未払 費用	2,505,305 5,560,064
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	1,760,744
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	25 百万ドル	投資顧問業		投資助言	運用受託報酬 （注3）	3,329,598		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下GSJH）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

（注3）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（1株当たり情報）

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）		第19期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	
1株当たり純資産額	2,243,995円98銭	1株当たり純資産額	2,635,613円85銭
1株当たり当期純利益金額	47,254円38銭	1株当たり当期純利益金額	395,065円83銭
損益計算書上の当期純利益	302,428千円	損益計算書上の当期純利益	2,528,421千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	302,428千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,528,421千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2012年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)	1,756千米ドル (185百万円 1米ドル=105.39円)	GSAMロndonは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)	276.2百万米ドル (29,109百万円 1米ドル=105.39円)	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー(GSAMシンガポール)	87.42百万米ドル (9,213百万円 1米ドル=105.39円)	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの子会社であるGSAMシンガポールは、シンガポールにおいて、投資銀行業務、トレーディングおよび自己勘定投資ならびに証券関連サービスを営んでおり、その資産運用部門は内外の有価証券等に係る投資顧問業務、その他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2014年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2014年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A M ロンドン、G S A M ニューヨーク、G S A M シンガポールおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A M ニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引業者登録番号
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月9日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成25年6月8日から平成26年6月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成26年6月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月9日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成25年6月8日から平成26年6月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成26年6月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。